

公共土木施設の長寿命化に資する技術の募集開始について

技 術 企 画 課

1 要 旨

- (1) 今後、老朽化が懸念される公共土木施設の維持管理を適正に行うため、施設の長寿命化に資する維持管理に関する新技術の開発・導入、既存の技術や他分野の技術の有効活用などを推進し、維持管理に係るコスト縮減に取り組むこととして、広島県長寿命化技術活用制度を設立した。
- (2) この制度に基づく募集を平成26年7月29日(火)から開始する。

2 長寿命化技術活用制度の概要

(1) 募集対象技術

点検・診断・モニタリングの効率化技術、既設構造物の長寿命化を図る補修・補強技術等の公共土木施設の長寿命化に資する技術

(2) 申請から活用までの流れ

申 請

県技術企画課へ申請書類等を提出して申請

評 価

申請された技術は、広島県長寿命化技術検討委員会(委員長:広島工業大学名誉教授中山隆弘)での意見を踏まえ、県の審査会で次の区分1～区分3に評価

- | | |
|---|----------------------------|
| { | 区分1 : 活用するには改良が必要な技術 |
| | 区分2 : 試験施工で効果を確認することが必要な技術 |
| | 区分3 : 活用促進を図る技術 |

登 録

「区分2」、「区分3」と評価した技術については、「広島県長寿命化技術登録簿」に登録し、県ホームページで技術の概要等について公表

活 用

登録技術については、区分に応じ、公共事業での活用を推進

3 第1期登録の予定

- (1) 平成26年9月12日(金)までに申請のあった技術については審査を経て、10月中に登録・公表する予定
- (2) 平成26年9月12日(金)以降、申請があった技術については、来年度以降の登録となる予定